

2017年(平成29年)3月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

防犯意識の啓発及び防犯団体の支援補助並びに関係機関との連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2017年(平成29年)2月23日付けで諮問(第833号)された防犯意識の啓発及び防犯団体の支援補助並びに関係機関との連絡調整に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略, 目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると, 本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由, 目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコン

コンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、従来の藤沢市総合計画に代わり策定された「藤沢市市政運営の総合指針2016」において、「防犯カメラの設置促進」を重点事業とし、自治会や商店街による防犯カメラ設置事業への補助に取り組んでいる。そして、この2月に市議会の議決を経て策定された「藤沢市市政運営の総合指針2020基本方針」においても、「めざす都市像」を実現するために8つの基本目標の1番目に「安全な暮らしを守る」がある。今後、この策定された基本方針に基づき、重点施策に「防犯・交通安全対策の充実」を掲げ、「防犯カメラの増設推進」が重点事業に位置づけられる予定で、引き続き、市民の安全確保のため地域での犯罪を抑止する環境整備に取り組んでいく必要がある。

これまで市は、自治会や商店街の要望に基づき防犯カメラ設置事業への補助によって防犯力を高めてきた。今後においても自主防犯事業における自治会町内会により市民の防犯意識の高揚と犯罪抑止の向上を図っていくとともに、周辺に民家が少なく、商店街の区域でもない駅前の公共空間においては、市が設置することにより犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組んでいくものである。市の防犯カメラ設置計画ですが、乗降客数が多く周辺地区での犯罪認知件数の多い藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅へ設置することで防犯効果が高まると考え、平成29年度はこのうち藤沢駅前と辻堂駅前への設置を計画している。そこで、市が防犯カメラを設置し映像をコンピュータ処理し保存することに伴い、通行人等の個人情報を本人以外のものから収集することにおいて、本人から同意を得ることが困難であるため、本人への通知を省略する必要があることから、藤沢市個人情報保護に関する条例（以下「条例」という。）第10条第4項、同条第5項及び第18条の規定により、藤沢市個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問するに至ったものである。

(2) 防犯カメラ設置の必要性と設置する目的

ア 防犯カメラ設置予定箇所周辺での犯罪等発生状況

(ア) 事件等の発生状況

平成28年中における市内の犯罪認知件数（暫定値）は3,115件と前年の3,014件より101件増加している。このうち、今回防犯カメラを設置する箇所を管轄する藤沢警察署管内は、1,570件（市内の犯罪認知件数に占める割合は50.4%。）となっており、同署によれば発生場所の分布状況は、藤沢駅及び辻堂駅周辺地域は特に発生件数の多い地域である。

また、事件化していない取扱事案の件数（迷惑行為・酔っぱらいトラブルなどの通報等）も含めた総数では、藤沢警察署管内で2,576件あり、

このうち藤沢駅南口の防犯カメラ設置予定箇所周辺では、245件（藤沢警察署取扱件数に占める割合は9.5%。）、同様に辻堂駅周辺では287件（同11.1%。）となっており、両駅周辺において発生件数が多い状況となっている（別添資料1のとおり。）。

(イ) 藤沢駅周辺での発砲事件

平成27年3月21日未明、藤沢駅南口の繁華街において、暴力団構成員による発砲事件は、1人が重傷を負い、犯人は殺人未遂と銃刀法違反容疑で逮捕されたが、市民が多数往来する場所における凶悪犯罪であったことから、市民や関係者に一層の不安を与えた事件となる。

(ア)や(イ)の事案もあり、市としてもこれらの地域で重点的に防犯対策に取り組んでいく必要がある。

イ 防犯カメラ設置に対する住民ニーズ

(ア)藤沢市議会からの意見・要望

藤沢市議会の本会議、予算等特別委員会及び決算委員会においては、防犯カメラの設置推進について、市が設置することや通学路への設置、神奈川県地域防犯力強化支援事業との連携などの意見や要望がある。また、主要駅前における繁華街環境浄化対策の推進についての意見や要望もあり、市民の安全・安心の確保をより一層図るよう求められている。

(イ)防犯カメラ設置に対するニーズ

平成28年度に神奈川県が実施した「県民ニーズ調査」では、県行政への要望として「治安対策」を挙げた割合が51.0%と県政策の中で第1位となっており、犯罪や交通事故が無く、より安心して暮らすために最も重要なものとして「防犯カメラ等の防犯設備の整備」を挙げた割合が26.1%とこれについても当該設問の中で第1位の割合となっており、住民意識として防犯対策を行政に求め、その対策方法として防犯カメラ等の設置が望まれている。

(ウ)外部評価・カイゼンふじさわからの意見

市が実施する施策について外部の視点から実施状況の評価を行う「外部評価」と、その施策の課題について解決策や改善方法等を公開で議論する「カイゼンふじさわ」の平成28年度の対象施策に「犯罪のない明るいまちづくりの推進について」が選定された。

その中で、防犯カメラの設置に関する委員からの評価や意見として、設置促進は防犯の重要な一つである、設置場所が全市的でなく受益者が限定されているとの評価があり、防犯カメラ設置が防犯や犯罪抑止効果に絶大で、全体的な利益を考えると色々な点で有効であることから管理運営を整えて促進すべきとの意見がある。

## (エ) 防犯団体等からの要望

防犯カメラ設置補助制度については、多くの自治会町内会から相談が寄せられており、地域の防犯活動に防犯カメラを設置することで安全で安心な環境を整備していこうという防犯意識の高さが窺える。また、地域での説明会や個別相談においては、人通りの多い大きな道路や広場には市など行政が設置して欲しいとの意見をいただいている。

## (3) 防犯カメラを設置することの効果

### ア 設置都市における効果分析結果

川崎市のJR川崎駅東口地区に防犯カメラが設置されたことに伴う、川崎警察署管内における防犯カメラ設置前の平成21年と設置後の平成22年における刑法犯認知件数の比較では、防犯カメラ設置地区では、2,000件から1,376件と31.2%減少し、設置地区外では1,693件から1,359件と19.7%減少し、設置地区は設置地区外より大幅に減少した。このことから、設置することで犯罪の抑止効果があり、市民の安全・安心の確保の一助となったものと考えている。

## (4) 通行人のプライバシーへの配慮

防犯カメラ設置に当たっては、個人がみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、プライバシーの権利を尊重し、収集する個人情報を必要最小限とするため、次のとおり配慮する。

ア 防犯カメラの設置場所及び台数は必要最小限の範囲とする。

イ 防犯カメラの構成は、常時閲覧できる機器を伴わないシステム構成とする。

ウ 保存期間を経過した映像を速やかに消去する。

## (5) 設置場所に対する考え方

### ア 設置場所の選定理由

平成29年度においては、藤沢駅南口と辻堂駅北口に計3台の設置を計画しているが、当該設置場所の選定に当たっては、商店街や個別の店舗等が設置している防犯カメラの設置状況を考慮し、設置されていない箇所について、さらに犯罪抑止の効果を高めるため、多くの通行人の目につきやすい場所を選定している。

また、平成18年4月に設置された神奈川県警の「歓楽街総合対策推進本部」において、平成28年現在、県内14箇所が繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策を推進する「推進重点地区」に指定され、本市では、「藤沢駅前地区」が指定されており、市内における主要駅前の繁華街環境浄化に取り組んでいく必要がある。

### イ 各設置予定箇所の選定経過

#### (ア) 藤沢駅南口周辺

藤沢駅南口周辺においては、商店街が設置した防犯カメラが駅前広場東側のバス乗り場付近に設置されており、そのほかに、南口周辺地域へアクセスするための通行人が集まる場所で防犯カメラが設置されていない場所を選定している。

(イ) 辻堂駅北口周辺

辻堂駅においては、南口周辺には商店街が設置した防犯カメラが稼働中であることから、北口方面へアクセスする通行人が集まる場所を選定している。

(6)設置を予定する防犯カメラの概要

ア 設置場所・台数

藤沢駅南口の駅前広場及びペDESTリアンデッキ・・・2台

辻堂駅南北自由通路（北口側）・・・・・・・・・・・・・・1台

イ 設置場所の選定基準

次の条件を全て満たす駅の駅前の道路、通路及び広場とする。

- (ア) 市内外の移動における交通の要衝であること。
- (イ) 乗降客数が多い駅であること。
- (ウ) 周辺地区における犯罪認知件数が多い場所に立地していること。
- (エ) 多くの通行人の目に付きやすいよう、通行人の往来が集中する場所であること。
- (オ) 設置するコストや、通行人のプライバシーに配慮し、必要最小限の台数で設置効果が期待できる場所であること。
- (カ) 設置時の固定器具の取り付けや、電源確保の観点から、市が管理する場所であること。

ウ 取り付け方法

ペDESTリアンデッキ等の構造物に直接ボルトで固定する。

エ システム構成・性能

レコーダー一体型防犯カメラ（無線LANによるデータダウンロード機能付き）、映像処理用パソコン。

撮影した映像は防犯カメラ本体のレコーダーに記録し、その場で保管する。保存能力は、鮮明な映像を10日間保存でき、自動的に消去できること。

不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、カメラ設置場所以外への映像データの転送を行わない。

オ 必要なセキュリティ対策仕様

- ・設置は上記のとおり強固な据付とすること。
- ・映像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコンと専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードによる制限が

あること。

- ・無線LANのセキュリティは、データ通信時の暗号化対策がなされ、SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有するもの。

#### カ 運用

別に定める「藤沢市街頭防犯カメラ運用基準」に沿って運用する。

#### (7) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

##### ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラによる映像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止、良好な環境の維持・形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

##### イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラに撮影・記録された映像データ

#### (8) 個人情報を本人以外のものから収集ことに伴う本人通知の省略について

##### ア 本人通知を省略する理由

防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、人物を特定することが困難であるほか、通知対象の人数が膨大となるため、本人通知を省略するものである。

##### イ 本人通知の代替策

防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設置している旨、及び当該カメラの設置・管理者を表示する。

#### (9) 個人情報のコンピュータ処理について

##### ア コンピュータ処理の必要性

撮影した映像のデジタル録画のため、及び一定の保存期間が経過したデータの自動削除、及び映像処理用パソコンによる映像出力処理のためコンピュータによる処理が必要となる。

##### イ コンピュータ処理する個人情報

防犯カメラに撮影・記録された映像データ

#### (10) 安全対策及び日常の管理体制

##### ア 取り付け時の安全対策

風雨での影響や、地震による落下防止のため、また、盗難防止のため強固な金具で固定する。また、本体を分解して個人情報を保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取り付け箇所を施錠できる機種とする。

##### イ 情報セキュリティ対策

防犯カメラ本体にアクセスする際は、専用ソフトウェアのみによる制限を設けるほか、パスワードによる制限を設ける。また、ダウンロードした機器についても、操作できる職員を限定するほか、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠したり、「記録媒体利用管理簿」の運用を徹底したりするなど適切な管理に努める。その他、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、及び藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 の規定を遵守する。

#### ウ 防犯カメラ本体における映像データ保存期間

「藤沢市街頭防犯カメラ運用基準」に基づき、10日間とする。

#### (11)実施時期

2017年(平成29年)4月1日

#### (12)提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書「別紙1」

イ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準(案)「別紙2」

ウ 防犯カメラ設置予定箇所周辺における事案別警察官取扱件数「資料1」

エ 街頭防犯カメラ設置概略図「資料2」

オ 街頭防犯カメラ設置方法イメージ図「資料3」

カ 街頭防犯カメラ候補機種資料(参考例)「資料4」

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラによる映像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止、良好な環境の維持・形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

#### (2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、人物を特定することが困難であるほか、通知対象の人数が膨大となるため、本人通知を省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、撮影した映像のデジタル録画のため、及び一定の保存期間が経過したデータの自動削除、及び映像処理用パソコンによる映像出力処理のためコンピュータによる処理が必要となるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じている。

(ア) 取り付け時の安全対策

風雨での影響や、地震による落下防止のため、また、盗難防止のため強固な金具で固定する。また、本体を分解して個人情報を保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取り付け箇所を施錠できる機種とする。

(イ) 情報セキュリティ対策

防犯カメラ本体にアクセスする際は、専用ソフトウェアのみによる制限を設けるほか、パスワードによる制限を設ける。また、ダウンロードした機器についても、操作できる職員を限定するほか、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠したり、「記録媒体利用管理簿」の運用を徹底したりするなど適切な管理に努める。その他、藤沢市個人情報の保護に関する条例、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、及び藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 の規定を遵守する。

(ウ) 防犯カメラ本体における映像データ保存期間

「藤沢市街頭防犯カメラ運用基準」に基づき、10日間とする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

今後の防犯カメラの運用にあたっては、市民の日常的な活動が不必要に監視されることのないよう基本的人権の尊重を旨として行うことを要望する。

以 上